

議 第 9 号

難病医療費助成制度に係る申請手続の簡素化に
向けた支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣宛て
財務大臣
厚生労働大臣
デジタル大臣

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の保健福祉施策では、指定難病と診断された患者に対し、高額な医療費の自己負担を軽減する助成制度が設けられており、患者とその家族が安心して療養生活を送るために不可欠な仕組みとなっている。

一方で、支給認定の有効期間は原則1年とされているが、その更新のための書類の準備には、関係窓口を複数回訪れる必要があるなど、療養生活そのものに大きな負担を抱えている指定難病患者にとっては、これらの手続が大きな重荷となっている。

国は、患者の利便性の向上を図るため、マイナンバー制度による添付書類の省略、診断書のオンライン登録等を進めているものの、自治体や医療機関ごとのデジタル環境の整備状況には差があり、申請手続の簡素化は十分に進んでいるとは言い難い。

よって、本県議会は、国会及び政府において、患者とその家族が療養生活に専念できるようにするため、更新手続のオンライン化に向けた財政支援、現場の負担軽減に資する仕組みづくりを行うなど、難病医療費助成制度に係る申請手続の簡素化に向けた支援を強化するよう強く要請する。